



JASDAQ

平成 27 年 8 月 31 日

各位

会社名 株式会社環境管理センター
代表者名 代表取締役社長 水落 憲吾
(コード番号 4657)
問合せ先 経営企画室 浜島直人
電話 042-673-0501 (直通)

定款の一部変更および監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 17 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成 27 年 9 月 29 日開催予定の第 46 期定時株主総会でご承認いただくことを前提として「監査等委員会設置会社」への移行を決定しておりますが、これに伴い、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」および、「監査等委員会設置会社移行後の役員人事」を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 定款の一部変更の件

(1) 変更の目的

- ① 「会社法の一部を改正する法律（以下、「改正会社法」といいます。）」が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を目的に、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。
- ② 改正会社法により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更され、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 剰余金の配当等を取締役会で決定することができるよう、定款第 38 条を新設するものであります。
- ④ 当社の事業の現状を踏まえ、今後の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）を変更するものであります。
- ⑤ その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

- ・取締役会決議 平成27年8月31日
- ・株主総会開催日 平成27年9月29日
- ・定款変更の効力発生日 平成27年9月29日

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事の件

(1) 監査等委員でない取締役候補者

氏名	新役職	現役職
水落 憲吾	代表取締役社長	同左
清水 重雄	常務取締役	取締役 執行役員プロジェクト事業本部長 兼 環境放射能プロジェクト室長
豊口 敏之	取締役 執行役員プロジェクト事業本部長 兼 プロジェクト推進部長 兼 環境放射能プロジェクト室長	執行役員 プロジェクト事業本部副本部長 兼 プロジェクト推進部長
尾間 利幸	取締役(社外)	—

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職	現役職
片柳 健一	取締役 常勤監査等委員	常勤監査役
渡辺 真一郎	取締役 監査等委員(社外)	取締役(社外)
中嶋 教夫	取締役 監査等委員(社外)	—

(3) 退任予定の取締役および監査役

氏名	現役職
河東 康一	専務取締役 環境測定事業本部長兼経営企画室・管理部管掌
尹 順子	取締役
片柳 健一	常勤監査役
山本 好	監査役(社外)
宮本 健人	監査役(社外)

注) 取締役2名は任期満了による退任。監査役3名は監査等委員会設置会社への移行に伴う退任。

(4) 執行役員

氏名	新役職	現役職
斉藤 徹	執行役員 環境測定事業本部長 兼 東京支社長	執行役員 環境測定事業本部副本部長 兼 東京支社長
浜島 直人	執行役員 管理部長 兼 経営企画室長	管理部長 兼 経営企画室長

(別紙)

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
(1) ~ (24) (新 設)	(1) ~ (24) (現行どおり)
<u>(25)</u> ~ <u>(28)</u> (条文省略)	<u>(25)</u> コンピュータソフトウェアの設計・開発・販売・システムコンサルティング、コンピュータハードウェアの販売・保守管理 ~ (26) (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
~ (条文省略)	~ (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第18条 当社の <u>取締役</u> は、7名以内とする。 (新 設)	第18条 当社の <u>監査等委員である取締役以外の取締役(以下「監査等委員でない取締役」という。)</u> は、7名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u>
(選任および解任方法)	(取締役の選任方法)
第19条 (条文省略) (新 設)	第19条 (現行どおり) <u>2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別してしなければならない。</u> <u>3 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をも</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>って行う。</p> <p><u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p><u>4</u> <u>取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>って行う。</p> <p><u>4</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の解任方法)</p>
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第20条 取締役は、株主総会において解任する。</p> <p><u>2</u> <u>監査等委員でない取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3</u> <u>監査等委員である取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4</u> <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会終了後、2年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3</u> <u>前二項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
第27条 ～ 第34条	第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
(条文省略)	(削 除)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
(選任方法)	(選任方法)
第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。	第34条 会計監査人は、株主総会 <u>の決議によって</u> 選任する。
第36条 (条文省略)	第35条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計 算	第7章 計 算
第38条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
(剰余金の配当の基準日)	第38条 <u>当社の剰余金の配当等、会社法第459号第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
第39条 (条文省略)	(剰余金の配当の基準日)
(新 設)	第39条 (現行どおり)
(新 設)	2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u>
(中間配当)	3 <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
第40条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)を行うことができる。</u>	(削 除)
第41条 (条文省略)	第40条 (現行どおり)
以上	以上